

改正

昭和48年2月1日規則第1号

昭和54年3月1日規則第2号

昭和63年4月1日規則第10号

平成元年3月31日規則第12号

平成6年3月31日規則第7号

平成7年10月1日規則第29号

平成7年10月30日規則第30号

平成8年4月1日規則第8号

平成15年10月31日規則第43号

平成16年3月1日規則第2号

平成19年3月23日規則第5号

令和元年7月1日規則第9号

令和6年3月28日規則第15号

流山市公害防止条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 通則（第6条—第10条）

第2節 特定施設及び特定作業の規制（第11条—第13条）

第3節 特定建設作業の規制（第14条—第16条）

第4節 拡声機使用等の規制（第17条—第19条）

第3章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、流山市公害防止条例（昭和47年流山市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害物質)

第2条 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める物質は、次の各号に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物
- (6) 硫化水素

(特定施設)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める機械又は施設は、別表第1に掲げる機械又は施設とする。

(特定作業)

第4条 条例第2条第6号に規定する規則で定める作業は、別表第2に掲げる作業とする。

(特定建設作業)

第5条 条例第2条第7号に規定する規則で定める作業は、別表第3に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

第2章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 通則

(規制基準)

第6条 条例第9条第1項に規定する規制基準は、別表第4に掲げるとおりとする。

(ばい煙等の量等の測定義務者)

第7条 条例第12条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートル以上の井戸（井戸が2以上ある場合はその合計）を設置している者
- (2) 前号に定めるもののほか、公害を発生するおそれがあると市長が特に認める者

(ばい煙等の量等の測定)

第8条 条例第12条の規定によるばい煙等の量等の測定の方法は、別表第5に掲げるとおりとする。

2 条例第12条の規定による測定の結果は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める記録表により記録し、その記録を3年間保存しなければならない。

- (1) 揚水量等の測定の結果 揚水量等測定記録表（別記第1号様式）

(2) 前号に定めるもの以外の測定の結果 市長が指定する記録表

(事故発生の届出)

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、電話等の迅速な方法により行わなければならない。

(事故復旧の届出)

第10条 条例第13条第2項の規定による届出は、特定施設事故復旧工事完了届出書（別記第2号様式）により行わなければならない。

第2節 特定施設及び特定作業の規制

(特定施設等の届出書の様式)

第11条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

(1) 条例第15条第1項又は第17条第1項の規定による特定施設に係る届出 特定施設設置（使用）届出書（別記第3号様式）

(2) 条例第16条第1項又は第17条第1項の規定による特定作業に係る届出 特定作業実施届出書（別記第4号様式）

(3) 条例第18条第1項の規定による特定施設に係る変更の届出 特定施設構造等変更届出書（別記第5号様式）

(4) 条例第18条第1項の規定による特定作業に係る変更の届出 特定作業施設等変更届出書（別記第6号様式）

(5) 条例第18条第2項の規定による変更の届出 氏名等変更届出書（別記第7号様式）

(6) 条例第18条第2項の規定による廃止の届出 特定施設等使用廃止届出書（別記第8号様式）

(7) 条例第19条第3項の規定による届出 特定施設設置等計画改善措置届出書（別記第9号様式）

(8) 条例第21条第3項の規定による届出 承継届出書（別記第10号様式）

(9) 条例第24条の規定による届出 公害防止措置完了届出書（別記第11号様式）

(特定施設の届出に係る届出事項等)

第12条 条例第15条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 工場等の業種、工場等で行われる作業の種類、主要生産品目及び工場等を有する法人又は個人の資本金若しくは出資金又は資産の総額

(2) 工場等に常時勤務する従業員の数

(3) 工場等の敷地面積、建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2号に

規定する建築面積をいう。)及び所在地の属する地域の用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)の種類

- (4) 公害防止のための組織及び担当責任者の氏名
- (5) 工場等の通常の始業及び終業の時刻
- (6) 特定施設の設置工事予定年月日及び使用開始予定年月日
- (7) 条例第14条に規定する異常気象等の発生時にとりうる措置の方法

2 条例第15条第2項(条例第17条第2項及び第18条第3項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類及び図面は、次の各号(条例第18条第3項において準用する場合にあっては、第1号、第2号及び第6号)に掲げる書類及び図面とする。

- (1) ばい煙等の排出及び処理に係る作業の系統の概要を説明する書類
 - (2) ばい煙等の量等に関する説明書
 - (3) 工場等の事業経歴書
 - (4) 工場等の組織図
 - (5) 工場等の敷地の周囲約100メートル以内の見取図
 - (6) ばい煙等の防除施設の設置場所を示す図面
- (特定作業の届出に係る届出事項等)

第13条 条例第16条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 特定作業の種類、主要生産品目及び特定作業を行う法人又は個人の資本金若しくは出資金又は資産の総額
- (2) 特定作業に常時従事する従業員の数
- (3) 特定作業に要する土地の面積及び当該作業を行おうとする場所の属する地域の用途地域の種類
- (4) 公害防止のための組織及び担当責任者の氏名
- (5) 特定作業の開始予定年月日
- (6) 条例第14条に規定する異常気象等の発生時にとりうる措置の方法

2 条例第16条第2項(条例第17条第2項及び第18条第3項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類及び図面は、次の各号(条例第18条第3項において準用する場合にあっては、第1号及び第3号)に掲げる書類及び図面とする。

- (1) 前条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる書類及び図面
- (2) 前条第2項第3号及び第4号に掲げる書類

- (3) 特定作業の目的に係る施設の配置図

第3節 特定建設作業の規制

(特定建設作業の実施の届出を要する区域)

第14条 条例第25条第1項に規定する規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
 - (2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの（以下「入院施設を有する診療所」という。）
 - エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）
 - オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設（以下「老人福祉施設等」という。）
- (特定建設作業の届出書の様式)

第15条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書（別記第12号様式）の正本にその写し1通を添えて行うものとする。

(特定建設作業の実施の届出に係る届出事項等)

第16条 条例第25条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 特定建設作業の種類
- (3) 特定建設作業に使用される別表第3に規定する機械等の名称、型式及び仕様
- (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

2 条例第25条第2項に規定する規則で定める書類及び図面は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

第4節 拡声機使用等の規制

(拡声機の使用規制区域)

第17条 条例第27条第1項第1号に規定する規則で定める区域は、次の各号に掲げる施設の敷地の周囲30メートル以内の区域とする。

- (1) 学校
- (2) 保育所等
- (3) 病院及び入院施設を有する診療所
- (4) 図書館
- (5) 老人福祉施設等

(拡声機の使用の方法等)

第18条 条例第27条第1項に規定する同項第1号に係る拡声機の使用（屋外において又は屋内から屋外に向けて使用する場合に限る。）について規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 午後7時から翌日の午前10時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- (2) 拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合にあっては、同一場所において使用する場合に限る。
- (3) 2以上の拡声機（携帯して使用する拡声機を除く。）を使用する場合は、拡声機の間隔は、50メートル以上とする。
- (4) 地上7メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
- (5) 拡声機から発生する音量は、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる音量の範囲内とすること。

2 条例第27条第1項に規定する同項第2号に係る拡声機の使用について規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
- (2) 商業宣伝を目的として午後7時から翌日の午前10時までの間は、拡声機を使用しないこと。

- (3) 商業宣伝を目的として地上7メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
- (4) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業をいう。）を営む施設及び興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）においては、直接屋外に向けて拡声機を使用しないこと。
- (5) 拡声機から発生する音量は、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる音量に5デシベルを加えた音量の範囲内とすること。

（深夜騒音に係る営業規制）

第19条 条例第28条第1項に規定する規則で定める営業は、次の各号に掲げる営業とする。

- (1) 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第34条の2第2号に規定する飲食店営業をいう。ただし、専ら仕出しを目的とするもの並びに事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館において専らその宿泊客に利用させるものを除く。）
- (2) ガソリンスタンド
- (3) 液化石油ガススタンド
- (4) ボウリング場営業
- (5) ゴルフ練習場営業

第3章 雑則

（立入検査の身分証明書）

第20条 条例第32条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（別記第13号様式）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第12条第1項第3号に規定する用途地域は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）附則第13項の規定により改正される以前の都市計画法第8条第1号又は第2号に規定する地域又は地区が定められている地域又は地区（以下「旧地域等」という。）にあっては、改正後の都市計画法（以下「新法」という。）第20条第1項の規定により新法第8条第1号に規定する地域を定める告示のあるまでの間は、旧地域等のおりとする。
- 3 第14条第1号及び別表第4の1のアの備考5及び第7に規定する区域については、旧地域等の

うち次の表の左欄に掲げる地域又は地区は新法第20条第1項の規定により新法第8条第1号に規定する地域を定める告示のあるまでの間は、同表の右欄に掲げる地域とみなす。

住居専用地区	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域
住居地域	住居地域
商業地域	近隣商業地域、商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域、工業専用地域

附 則（昭和48年2月1日規則第1号）

この規則は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月1日規則第2号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の流山市公害防止条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき特定建設作業の実施に係る届出を行った者は、この規則の施行の日から起算して60日間は、引き続き改正前の規則の規定による規制基準に基づき特定建設作業を行うことができる。

附 則（平成6年3月31日規則第7号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の表の改正規定は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成7年10月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月30日規則第30号）

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月31日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月23日規則第 5 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行し、改正後の別記第13号様式は、同日後に提出された届出について適用する。

附 則（令和元年 7 月 1 日規則第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月28日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされる者の深夜騒音に係る営業規制については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に流山市公害防止条例（昭和47年流山市条例第21号）第15条第 1 項、第16条第 1 項、第17条第 1 項又は第18条第 1 項の規定による届出をした者に対する受理書の交付については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

1 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設

番号	施設の種類
1	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 乾燥施設 イ 粉碎施設 ウ たんぱく質分解施設
2	繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設であって、

	次に掲げるもの ア 樹脂加工施設 イ 漂白施設 ウ 植毛施設 エ 製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール又はアスファルト合浸施設 イ 吹付塗装施設 ウ くん蒸施設 エ 漂白施設 オ 切断施設 カ 粉碎施設 キ 研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア グラビア印刷施設 イ 金属板印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 精製施設 ウ 抽出施設 エ 電解施設 オ 重合施設 カ 蒸発濃縮施設 キ 乾燥施設 ク 焙(ばい)焼施設 ケ 粉碎施設 コ 造粒施設 サ 混合施設

	シ 分解施設 ス 合成施設 セ 蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 加硫施設 イ 混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 粉碎施設 イ 混合施設 ウ 溶融施設 エ 焼成施設 オ 乾燥施設 カ 研摩施設 キ 選別施設 ク 粉体用コンベヤー施設
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 非鉄金属溶融施設 イ 溶融めつき施設 ウ 電気めつき施設 エ 酸洗施設 オ エッチング施設 カ 吹付塗装施設 キ 乾燥焼付施設 ク 粉碎施設 ケ 配合施設 コ 電解施設 サ 精錬施設 シ 研摩施設

	ス 粉体用コンベアー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 吹付塗装施設 イ 乾燥焼付施設 ウ 電気めっき施設 エ 貝がらの粉碎施設 オ 鶏ふんの乾燥施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、同条第9項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第10項に規定する特定粉じん発生施設
- 2 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物

2 騒音に係る特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） エ 液圧プレス オ 機械プレス カ せん断機（シャーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） キ 鍛造機 ク ワイヤーフォーミングマシン ケ ブラスト コ タンブラー サ 製鋸(びょう)機 シ 製釘(てい)機

	ス 高速度切断機 セ 平削盤 ソ 型削盤 タ 研摩機 チ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	粉砕機 ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉砕機 ウ その他の用に供する粉砕機（破碎機及び摩砕機を含む。）
5	繊維機械 ア 織機（原動機を用いるものに限る。） イ 紡績機械 ウ 編組機 エ 撚(ねん)糸機
6	建設用資材製造機械 ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント
7	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー ウ 碎木機 エ 帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。） オ 丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。） カ かんな盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機

11	鋳型造型機
12	ニューマチックハンマー
13	ロール機
14	自動製びん機
15	ドラムかん洗淨機
16	ロータリーキルン
17	コルゲートマシン
18	重油バーナー（重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。）
19	走行クレーン ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。） イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）
20	集じん装置
21	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
22	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。） ア ディーゼルエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） イ ガソリンエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
23	クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
24	営業を目的として設置される原動機付二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同項第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による断郊競技施設
25	営業を目的として設置されるゴーカート（原動機を用いるものに限る。）による遊技施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

4 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設

3 振動に係る特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） エ 液圧プレス オ 機械プレス カ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） キ 鍛造機 ク ワイヤフォーマリングマシン
2	圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	粉砕機（原動機を用いるものに限る。） ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉砕機 ウ その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリート製品製造機械（原動機を用いるものに限る。）
6	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
11	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
12	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。）

	ア ディーゼルエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
	イ ガソリンエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
- 4 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設

番号	施設の種類
1	井戸（動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートルを超えるもの）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 温泉法（昭和23年法律第125号）第11条第1項の規定により許可を受けた動力装置
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の同法第6条第1項に規定する河川区域に設置される施設
- 3 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項に規定する指定地域内に設置される井戸
- 4 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）第3条第1項の指定地域内に設置される揚水設備
- 5 千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号）第38条第1項第1号の指定地域内に設置される揚水施設
- 6 消火の用のみに供する施設
- 7 建設作業その他臨時的な用に供する施設であって、市長が認めたもの

別表第2（第4条関係）

- 1 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定作業

番号	作業の種類
1	ブラスト又はタンブラストによる金属の表面処理
2	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
3	農薬又は化学肥料の製造

4	貝灰の製造
5	綿の製造又は再生
6	金属箔(はく)又は金属粉の製造
7	石綿、岩綿、鉱さい綿又は石膏(こう)の製造又は加工
8	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
9	動物質廃棄物の焼却作業
10	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
11	ドライクリーニング
12	動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造
13	動植物油の精製
14	油かんその他の空かんの再生
15	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
16	金属の圧延又は熱処理
17	自動車(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。)を解体する作業
18	紙又はパルプの製造
19	羊毛又は羽毛の洗浄又は加工
20	たん白質の加水分解
21	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
22	1の項から21の項までに掲げる作業のほか、製造、加工、精製又は修理の工程においてアンモニア、ふっ素化合物、シアン化水素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、塩化水素、窒素酸化物、アクロレイン、亜硫酸ガス、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、硫酸(三酸化いおうを含む。)、ホスゲン、クロルスルホン酸、臭素、メルカプタン、一酸化炭素、よう素、トルエン、フェノール又はピリジンを使用し、又は発生させる作業

備考 別表第1の1に掲げる特定施設を設置して行う作業は除く。

2 騒音又は振動に係る特定作業

番号	作業の種類
1	板金又は製かんの作業

2	鉄骨又は橋梁(りょう)の組立ての作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業（建設現場における作業を除く。）

備考 別表第1の2及び3に掲げる特定施設を設置して行う作業は除く。

3 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定作業

番号	作業の種類
1	農作業（井戸（動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートルを超えるもの）による地下水の採取を伴うものに限る。）

備考 別表第1の4備考の5に掲げる揚水施設を設置して行う作業は除く。

別表第3（第5条関係）

騒音又は振動に係る特定建設作業

番号	作業の種類
1	くい打機（人力で行うものを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業
3	さく岩機（ブレーカーを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
7	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

8	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
10	振動ローラーを使用する作業

備考 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業及び振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業は除く。

別表第4（第6条関係）

1 騒音又は振動の規制基準

（1）一般の騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝・夕（午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域及び工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いることとする。
- 3 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線とする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - （1）騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - （2）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - （3）騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - （4）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）を、その他の地域とは、用途地域以外の地域をいう。
- 6 5に規定するその他の地域で市長が用途地域に相当するものと認めて別に告示するものについては、用途地域に適用される規制基準を適用することができる。
- 7 第1種低層住居専用地域、第2種低層住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域以外の地域内に存する学校、保育所等、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び老人福祉施設等の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベル減じた値とする。
- 8 この表は、建設作業に伴って発生する騒音、拡声機の使用に係る騒音、飲食店営業等に係る深夜における騒音及び交通機関の走行音等については、適用しない。

（2）一般の振動の規制基準

時間の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前
-------	------------------	----------------

区域の区分	で)	8時まで)
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定点は、原則として振動源の存する敷地の境界線とする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル

7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

5 振動の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

6 区域の区分は、(1)の備考の5に定めるところによる。

7 6に規定するその他の地域で市長が用途地域に相当するものと認めて別に告示するものについては、用途地域に適用される規制基準を適用することができる。

8 学校、保育所等、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び老人福祉施設等の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

9 この表は、建設作業に伴って発生する振動及び交通機関の走行に伴って発生する振動等については、適用しない。

(3) 特定建設作業の規制基準

ア 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において85デシベルを超える大きさのものでないこと。

また、特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において別表第3の1の項、4の項及び6の項から10の項までに掲げる特定建設作業にあつては、75デシベルを超える大きさのものでないこと。

イ 特定建設作業の騒音又は振動が、午後7時から翌日の午前7時までの間において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定により、道路の占用

の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定による協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音又は振動は、この限りでないこと。

ウ 特定建設作業の騒音又は振動が、当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音又は振動は、この限りでないこと。

エ 特定建設作業の騒音又は振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音又は振動は、この限りでないこと。

オ 特定建設作業の騒音又は振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定により、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付され

た場合及び同法第80条第1項の規定による協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音又は振動は、この限りでないこと。

備考

- 1 騒音の規制基準にいうデシベルとは、(1)の備考の1に定めるところによる。
- 2 騒音の測定は、(1)の備考の2に定めるところによる。
- 3 騒音の測定方法は、(1)の備考の4に定めるところによる。
- 4 振動の規制基準にいうデシベルとは、(2)の備考の1に定めるところによる。
- 5 振動の測定は、(2)の備考の2に定めるところによる。
- 6 振動の測定方法は、(2)の備考の4に定めるところによる。
- 7 振動の大きさの決定は、(2)の備考の5に定めるところによる。

(4) 飲食店営業等に係る深夜における騒音の規制基準

第19条各号に掲げる営業に係る深夜における騒音の規制基準は、当分の間、当該営業場の内から発生する騒音について(1)の表夜間の欄に定めるところによる。

2 悪臭の規制基準

悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。

別表第5（第8条関係）

1 揚水量等の測定の方法

- (1) 揚水量の測定方法は、量水計によるものとする。ただし、資本金若しくは出資金が1,000万円未満又は常時勤務する従業員の数が300人未満の法人又は個人にあっては、当該揚水機専用の積算電力計によって揚水量を算出することができる。
- (2) 水位の測定方法は、水面測定器により、地表面から水面までの距離を測定するものとする。ただし、(1)のただし書に規定する者にあっては、ひも尺等により行うことができる。
- (3) 揚水量の測定は、作業期間中1日ごとの揚水量について、水位の測定は原則として月の初日に1回以上行うこと。

2 前項に定めるもの以外の測定の方法

市長が指定する方法による。

別表第6（第18条関係）

拡声機の使用に係る音量の基準

区域の区分	音量
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	45デシベル
第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60デシベル
工業地域及び工業専用地域	65デシベル
その他の地域	55デシベル

備考

- 1 デシベルとは、別表第4の1の(1)の備考の1に定めるところによる。
- 2 音量の測定は、別表第4の1の(1)の備考の2に定めるところによる。
- 3 音量の測定点は、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の存する敷地の境界線上の地点）
- 4 音量の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法による。
ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合は、騒音計の指示値による。
- 5 区域の区分は、別表第4の1の(1)の備考の5に定めるところによる。

別記

第 1 号様式（第 8 条関係）

第1号様式（第8条関係）

揚水量等測定記録表

年 月分

区分	井戸の番号 又は名称							井戸の番号 又は名称						
	吐出口の断 面積							吐出口の断 面積						
	揚水量・ 稼働時間	揚水 量	稼働 時間	揚水 量	稼働 時間	揚水 量	稼働 時間	揚水量・ 稼働時間	揚水 量	稼働 時間	揚水 量	稼働 時間	揚水 量	稼働 時間
揚水量 (単位 m)	1 日							1 8 日						
	2 日							1 9 日						
	3 日							2 0 日						
	4 日							2 1 日						
	5 日							2 2 日						
	6 日							2 3 日						
	7 日							2 4 日						
	8 日							2 5 日						
	9 日							2 6 日						
	1 0 日							2 7 日						
	1 1 日							2 8 日						
	1 2 日							2 9 日						
	1 3 日							3 0 日						
	1 4 日							3 1 日						
	1 5 日							月間揚水量						
	1 6 日							1 日平均揚水量						
	1 7 日													
水位 (単位 m)	測定日時	日 時	日 時	日 時	揚水機停止後 の経過時間		時間	時間	時間					
	揚水水位	地表面下 m	地表面下 m	地表面下 m	静止水位		m	m	m					
測定方法								摘要						

第2号様式（第10条関係）
第2号様式（第10条関係）

特定施設事故復旧工事完了届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

職氏名

この届出
の取扱者

（電話番号）

特定施設について、事故復旧工事を完了したので、流山市公害防止条例第13条第2項規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
事故発生の特定施設の種類の種類	ばい煙 1 粉じん（ ） 悪 臭		
	2 騒音 （ ）		
	3 振動 （ ）		
事故発生の日時	年 月 日	午前 午後	時 分
事故届出年月日	年 月 日		
△ 事故の状況	別紙のとおり		
△ 事故について講じた応急の措置の方法	別紙のとおり		
△ 被害発生の状況	別紙のとおり		
△ 事故についての復旧工事の方法	別紙のとおり		
事故復旧工事完了の日時	年 月 日	午前 午後	時 分
事故処理担当部課名及び担当責任者氏名			
※ 受付年月日	※ 整理番号	※ 備考	

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 事故発生の特定施設の種類の項中（ ）内には、流山市公害防止条例施行規則別表第1の1、2又は3に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分記号並びに施設名を記入すること。
- △印の欄の記入については、別紙によること。

第3号様式（第11条関係）
第3号様式（第11条関係）

特定施設設置（使用）届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

職氏名

この届出
の取扱者

（電話番号）

特定施設の設置使用について、流山市公害防止条例 第15条第1項 第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定作業の区分（該当するものを○で囲むこと）	1 ばい煙 粉じん 悪臭	2 騒音	3 振動	4 地下水位の著しい低下 地盤の沈下	
工場又は事業場の名称	（電話番号）				
工場又は事業場の所在地	（郵便番号）				
公害防止担当部課名 （責任者職氏名）	（ ）	資本金若しくは出資金又は資産の総額		万円	
業種又は作業の種類			常時従事する従業員の数	人	
生産主要品目			通常の始業及び終業の時刻	時 分から 時 分まで	
用途地域の種類			敷地面積	m ²	
			建築面積	m ²	
届出済の特定施設又は特定作業 （該当するものを○で囲むこと）	特定施設	特定作業	建築確認許可	有・無	
	1 ばい煙 粉じん 悪臭	1 ばい煙 粉じん 悪臭	農地転用許可	有・無	
			農地転用届出	有・無	
	2 騒音	2 騒音 振動	△特定施設の概要	種類	別紙のとおり
	3 振動			構造	別紙のとおり
	4 地下水位の著しい低下 地盤の沈下	3 地下水位の著しい低下 地盤の沈下		使用の方法	別紙のとおり
		ばい煙等の防止又は処理の方法		別紙のとおり	
工場又は事業場の	総電力使用量 kWh/日	総用水量 m ³ /日	総排水量 m ³ /日	総燃料油使用量 L/日	
添付書類	(1) 工場又は事業場の事業経歴書 (2) 工場又は事業場の組織図 (3) 工場又は事業場の敷地の周囲約100メートル以内の見取図				
※受付年月日		※整理番号		※備考	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 △印の欄については、別紙1から5までのうち該当するものによること。

ばい煙及び粉じんに係る特定施設の概要

				※区分 既・新・増・変		
				※備考		
施設の設置	着工予定 設 置	年月日	年 月 日	使用開始予定年月日	年 月 日	
施設の 構造及 び使用 の方法	特 定 施 設 の 種 類		能 力		L/時 kg/時	
	1 日 の 使 用 時 間		午前 時から 午前 時まで 午後 午後	1 か月の使用日数	日間	
	原材料(薬 品を含む)	種 類				
		使用割合				
		1 か月間の 使用量				
	作業工程(反応工程)		別紙のとおり			
処理の 方法	処理施設の種類、名称 及び型式					
	処理能力	排気型式	自然 ・ 押込 ・ 誘引			
		風 量	Nm ³ /分	mmA q	使用数量	L/分
	ばい煙又は粉じんの種 類					
	ばい煙又 は粉じん の濃度	処 理 前	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³
		処 理 後	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³
		捕集効率	%	%	%	%
	排 気 筒		高さ m	口径 m		
排 出 ガ ス 量 及 び 温 度		最大 Nm ³ /分	通常 Nm ³ /分	温度	℃	
排出口から敷地境界線までの最 短水平距離		m				
特定施設から発生する廃棄物の 種類及び処理の方法						
特定施設においてとりうる条例 第14条の措置の方法						
添付書 類及び 図面	1 ばい煙又は粉じんの排出及び処理作業の系統概要説明書 2 ばい煙又は粉じんの量等に関する説明書 3 ばい煙又は粉じんに係る特定施設の構造概要図 4 ばい煙又は粉じんの処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 5 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図					

備考

- ※印の欄には記入しないこと。
- 特定施設設置(新設)の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用(既設)の届出にあっては設置年月日を記入すること。
- 特定施設使用(既設)の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 特定施設の種類の欄には、流山市公害防止条例施行規則別表第1の1に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分類記号並びに施設名を記入すること。

悪臭に係る特定施設の概要

				※区分 既・新・増・変	
				※備考	
施設の設置	着工予定 設 置 年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
施設の構造及び使用の方法	特定施設の種類				
	規模（面積）				
	原料の種類及び使用量 （貯蔵種類及び貯蔵量）				
	製品名及び製造量				
処理の方法	建屋の構造				
	集気の方法				
	処理施設の型式				
	発生の予測される悪臭の種類等		処理前		
			処理後		
			処理前		
			処理後		
			処理前		
			処理後		
			処理前		
			処理後		
		処理前			
処理後					
排出ガス量		最大 通常	Nm ³ /分 Nm ³ /分	最大 通常	Nm ³ /分 Nm ³ /分
排出ガス温度			℃		℃
排出口の高さ			m		m
排出口から敷地境界線までの最大水平距離			m		m
特定施設から発生する廃棄物の種類及び処理方法					
特定施設においてとりうる条例第14条の措置の方法					
添付書類及び図面	1 悪臭の排出及び処理作業の系統概要説明書 2 悪臭の量等に関する説明書 3 悪臭に係る特定施設の構造概要図 4 悪臭の処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 5 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図				

備考

- ※印の欄には記入しないこと。
- 特定施設設置（新設）の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあっては設置年月日を記入すること。
- 特定施設使用（既設）の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 特定施設の種類の欄には、流山市公害防止条例施行規則別表第1の1に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分類記号並びに施設名を記入すること。

騒音に係る特定施設の概要

					※区分 既・新・増・変
					※備考
施設の設置	着工予定 設 置 年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
施設の構造及び使用の方法	特 定 施 設 の 種 類				
	型 式				
	公 称 能 力				
	数				
	使 用 開 始 時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分
	使 用 終 了 時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分
騒 音 の 防 止 の 方 法		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
添 付 書 類 及 び 図 面		1 騒音に係る特定施設の構造概要図 2 騒音の防止施設（建屋を含む）の概要図及び設置場所を示す図面 3 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図			

備考

- ※印の欄には記入しないこと。
- 特定施設設置（新設）の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあっては設置年月日を記入すること。
- 特定施設使用（既設）の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 特定施設の種類の欄には、流山市公害防止条例施行規則別表第1の2に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分類記号並びに施設名を記入すること。
- 騒音の防止の方法は、別紙に記載し、消音機の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等、騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。

振動に係る特定施設の概要

					※区分 既・新・増・変
					※備考
施設の設置	着工予定 設 置 年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
施設の構造及び使用の方法	特 定 施 設 の 種 類				
	型 式				
	公 称 能 力				
	数				
	使 用 開 始 時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分
	使 用 終 了 時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分
騒 音 の 防 止 の 方 法		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
添 付 書 類 及 び 図 面		1 振動に係る特定施設の構造概要図 2 振動の防止施設（建屋を含む）の概要図及び設置場所を示す図面 3 工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図			

備考

- ※印の欄には記入しないこと。
- 特定施設設置（新設）の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあっては設置年月日を記入すること。
- 特定施設使用（既設）の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 特定施設の種類の欄には、流山市公害防止条例施行規則別表第1の3に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分類記号並びに施設名を記入すること。
- 振動の防止の方法は、別紙に記載し、防振基礎の設置、防振溝の設置、防振ゴムの設置等、振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。

地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設の概要

※区分 既・新・増・変
※備考

(井戸及び揚水機の概要)

設 施 設 置 の	着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
井	名 称 又 は 番 号			
	深 度	地表面下 m	地表面下 m	
	口 径	mm	mm	
	戸	ストレーナーの位置 (ストレーナーが2以上あるときは、それぞれ記入すること)	地表面下 mから mまで mから mまで mから mまで mから mまで mから mまで	地表面下 mから mまで mから mまで mから mまで mから mまで mから mまで
		揚 水 機 の 構 造 及 び 使 用 の 方 法	名 称	
メ ー カ ー				
定 格 出 力 (馬 力 数)		KW (HP)	KW (HP)	
吐 出 口 の 断 面 積 (吐出口が2以上あるときは、それぞれ記入すること)	c m ²	c m ²		
最 大 吐 出 量	m ³ /分	m ³ /分		
1 日 の 使 用 時 間	午前 時から 午前 時まで 午後 時から 午後 時まで	午前 時から 午前 時まで 午後 時から 午後 時まで		
季 節 変 動				
計 画 揚 水 量	m ³ /日	m ³ /日		
地 下 水 の 用 途				
地 下 水 を 必 要 と す る 理 由				
の 揚 水 測 量 定 等	専用積算電力計設置の有無	有 メーカー・型式 () ・ 無	有 メーカー・型式 () ・ 無	
	量水器設置の有無	有 メーカー・型式 () ・ 無	有 メーカー・型式 () ・ 無	
	地下水位の測定方法			
地下水位の著しい低下等の防止の方法		別紙のとおり	別紙のとおり	
添付書類 及び図面	1 揚水機の構造概要図 2 井戸及び揚水機の設置場所を示す図面 3 工場等の敷地内の建物の配置図、井戸に係る主要配管系統図及び地下水利用系統図			

備考

- ※印の欄には記入しないこと。
- 特定施設設置（新設）の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあっては設置年月日を記入すること。
- 特定施設使用（既設）の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 地下水位の著しい低下等の防止の方法は、別紙に循環利用、合理的使用等地下水位の著しい低下を防止するためにとり得る措置の方法並びに他工場等及び民家の井戸との最短距離を記載し、これらの井戸へ影響を及ぼした場合の措置等を記載すること。

第4号様式（第11条関係）
第4号様式（第11条関係）

特定作業実施届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届 出 者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

職氏名

この届出
の取扱者

（電話番号）

特定作業の実施について、流山市公害防止条例 第16条第1項
第17条第1項

の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定作業の区分（該当するものを○で囲むこと）	1 ばい煙 粉じん 悪 臭	2 騒音 振動	3 地下水位の著しい低下 地盤の沈下	
作 業 場 の 名 称	（電話番号）			
作 業 場 の 所 在 地	（郵便番号）			
公害防止担当組織名 （責任者職氏名）	（ ）	資本金若しくは出資金又は資産の総額	万円	
業種又は作業の種類		常時従事する従業員の数	人	
生産主要品目		通常の始業及び終業の時刻	時 分から 時 分まで	
届出済の特定作業又は特定施設 （該当するものを○で囲むこと）	特定作業	特定施設	用途地域の種類	
	1 ばい煙 粉じん 悪 臭	1 ばい煙 粉じん 悪 臭	特定作業に要する土地の面積	
	2 騒 音 振 動	2 騒 音	△ 特定作業の概要	
	3 地下水位の著しい低下 地盤の沈下	3 振動		種 類
		4 地下水位の著しい低下 地盤の沈下		実施の期間及び作業の時間
		ばい煙等の防止又は処理の方法		
添 付 書 類	（1）特定作業に係る事業経歴書 （2）特定作業に係る組織図 （3）特定作業の場所の付近の見取図			
※受付年月日	※整理番号		※備考	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 △印の欄については、別紙1から3までのうち該当するものによること。ただし、地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る作業にあっては、第3号様式の別紙5によること。

ばい煙及び粉じんに係る特定作業の概要

作業の実施	作業の実施（予定）年月日		年 月 日		※区分 既・新・増・変	※備考	
特 定 作 業 の 種 類							
作 業 の 方 法	特定作業の目的に係る施設の種類の				能力	L/時 kg/時	
	1 日 の 作 業 時 間				午前 時から 午前 時まで 午後 午後	1 か月の 作業日数	日間
	含む 原材料 (薬品を)	種 類					
		使 用 割 合					
		1 時 間 の 使 用 量					
	作 業 工 程 （ 反 応 工 程 ）				別紙のとおり		
処 理 の 方 法	処理施設の種類の、名称及び型式						
	処 理 能 力	排 気 型 式			自 然 ・ 押 込 ・ 誘 引		
		風 量			Nm ³ /分	mmA q	使用水量 L/分
	ばい煙又は粉じんの種類						
	ばい煙又は粉 じんの濃度	処 理 前	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	
		処 理 後	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	ppm g/Nm ³	
捕 集 効 率		%	%	%	%		
法	排 気 筒			高さ m	口径 m		
排 出 ガ ス 量 及 び 温 度				最大 Nm ³ /分	通常 Nm ³ /分	温度 ℃	
排出口から敷地境界線までの最短水平距離				m			
特定作業場から発生する廃棄物の種類及び 処理方法							
特定作業においてとりうる条例第14条の 措置の方法							
添 付 書 類 及 び 図 面	1 ばい煙又は粉じんの排出及び処理作業の系統概要説明書 2 ばい煙又は粉じんの量等に関する説明書 3 ばい煙又は粉じんの特定作業の目的に係る施設の構造概要図 4 ばい煙又は粉じんの処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 5 作業場の敷地内の建物の配置図及び作業の目的に係る施設の配置図						

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定作業の種類の欄には、流山市公害防止条例施行規則別表第2の1に掲げる番号及び作業名を記入すること。

悪臭に係る特定作業の概要

				※区分 既・新・増・変	
				※備考	
作業の実施	作業の実施（予定）年月日			年 月 日	年 月 日
特 定 作 業 の 種 類					
作 業 の 方 法	特定作業の目的に係る施設の種類				
	原 料 の 種 類				
	原料の使用量（貯蔵種類及び貯蔵量）				
	製 品 名 及 び 製 造 量				
処 理 の 方 法	建 屋 の 構 造				
	集 気 の 方 法				
	処理施設の種類、名称及び型式				
	発生が 予想さ れる悪 臭の種 類等		処 理 前		
			処 理 後		
			処 理 前		
			処 理 後		
			処 理 前		
			処 理 後		
			処 理 前		
			処 理 後		
	排 出 ガ ス 量			最大 通常	Nm ³ /分 Nm ³ /分
排 出 ガ ス 温 度				℃	
排 出 口 の 高 さ				m	
排出口から敷地境界線までの最大水平距離				m	
特定作業から発生する廃棄物の種類及び処理方法					
特定作業においてとりうる条例第14条の措置の方法					
添 付 書 類 及 び 図 面	1 悪臭の排出及び処理作業の系統概要説明書 2 悪臭の量等に関する説明書 3 悪臭の特定作業の目的に係る施設の構造概要図 4 悪臭の処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 5 作業場の敷地内の建物の配置図及び作業の目的に係る施設の配置図				

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定作業の種類の欄には、流山市公害防止条例施行規則別表第2の1に掲げる番号及び作業名を記入すること。

騒音又は振動に係る特定作業の概要

※区分 既・新・増・変
※備考

特 定 作 業 の 種 類 (該当のものを○で囲むこと。)		1 板金又は製かんの作業 2 鉄骨又は橋梁 ^{りょう} の組立ての作業 3 ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業	1 板金又は製かんの作業 2 鉄骨又は橋梁 ^{りょう} の組立ての作業 3 ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
作業実施(予定)年月日		年 月 日	年 月 日
特定作業の目的に係る施設の種類の種類			
施設の型式及び能力			
施 設 の 数			
作 業 の 方 法	1 日の作業時間	午前 時から 午後 時まで	午前 時から 午後 時まで
	1 か月間の作業日数	日/月	日/月
	季節的変動の概要		
	原 材 料	種 類	
	使 用 量		
作 業 場 の 状 況			
騒 音 の 防 止 の 方 法		別紙のとおり	別紙のとおり
添付書類 及び図面	1 騒音の特定作業に係る作業工程図 2 作業場の敷地内の建物の配置図及び作業の目的に係る施設の配置図 3 屋内の作業場にあつては、建物の構造等の図面		

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 作業場の状況の欄には、特定作業を行う場所か、建屋内か、屋外かを明確にすること。
- 騒音の防止の方法は、別紙とし、特定作業を行う建屋の構造、遮音^{しゃ べい}塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置、現に講じている措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。

第5号様式（第11条関係）
第5号様式（第11条関係）

特定施設構造等変更届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者 職氏名

（電話番号）

特定施設の構造等の変更について、流山市公害防止条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項 (該当するものを○ で囲むこと。)	1 特定施設の種類及びその種類ごとの数 2 特定施設の構造 3 特定施設の使用法 4 ばい煙等の防止又は処理の方法 5 その他規則で定める事項		
工場又は事業場の名称	(電話番号)		
工場又は事業場の所在地	(郵便番号)		
△ 特定施設の概況	別紙のとおり		
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	完成予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	当初の施設の設置年月日	年 月 日
※受付年月日	※整理番号	※備考	

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- △印の欄の別紙については、第3号様式の別紙1から5までのうち該当するものによることとし、変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。

第6号様式（第11条関係）
第6号様式（第11条関係）

特定作業施設等変更届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者 職氏名

（電話番号）

特定作業の施設等の変更について、流山市公害防止条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 （該当するものを○ で囲むこと。）	1 特定作業の目的に係る施設 2 ばい煙等の防止又は処理の方法 3 その他規則で定める事項		
作業場の名称	（電話番号）		
作業場の所在地	（郵便番号）		
△特定作業の概要	別紙のとおり		
変更の理由			
着工予定年月日	年 月 日	完成予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	当初の作業の開 始年月日	年 月 日
※受付年月日	※整理番号		※備考

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- △印の欄の別紙については、第3号様式の別紙5及び第4号様式の別紙1から3までのうち該当するものによることとし、変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。

第 7 号様式（第11条関係）
第 7 号様式（第 1 1 条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届 出 者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者

職氏名

（電話番号）

氏名（名称・住所・所在地・作業の場所）等に変更があったので、流山市公害防止条例第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 事 項 (該当するものを○ で囲むこと。)		流山市公害防止 条例	1 第15条第 1 項第 1 号 2 第15条第 1 項第 2 号 3 第16条第 1 項第 1 号 4 第16条第 1 項第 2 号	に掲げる事項
内容	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 の 理 由				
変 更 の 年 月 日		年 月 日		
特定施設又は特定作 業の種類 (該当するものを○ で囲むこと。)	A 特 定 施 設	B 特 定 作 業		
	1 ば 粉 悪 い じ 煙 ん 臭	1 ば 粉 悪 い じ 煙 ん 臭		
	2 騒 音	2 騒 振 音 動		
	3 振 動			
	4 地下水位の著しい低下 地盤の沈下	3 地下水位の著しい低下 地盤の沈下		
※受付年月日		※整理番号		※備考

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第8号様式（第11条関係）
第8号様式（第11条関係）

特定施設等使用廃止届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

職氏名

（電話番号）

特定施設の使用を廃止（全廃）したので、流山市公害防止条例第18条第2項の規定により、次
特定作業
のとおり届け出ます。

工場、事業場又は 作業場の名称				(電話番号)		
工場、事業場又は 作業場の所在地				(郵便番号)		
廃止する特定施設 又は特定作業の種 類 (該当するものを ○で囲むこと。)	A 特 定 施 設			B 特 定 作 業		
	1	ば 粉 悪 い じ 煙 臭		1	ば 粉 悪 い じ 煙 臭	
	2	騒 音		2	騒 音	
	3	振 動		3	振 動	
	4	地下水位の著しい低下 地 盤 の 沈 下		4	地下水位の著しい低下 地 盤 の 沈 下	
廃 止 年 月 日	年 月 日					
廃 止 の 理 由						
※受付年月日		※整理番号		※備考		

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 全廃する場合には、廃止する特定施設又は特定作業の種類欄の該当欄に「全廃」と記入すること。

第 9 号様式（第11条関係）
第 9 号様式（第 1 1 条関係）

特定施設設置等計画改善措置届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届 出 者 住所（所在地）

（郵便番号

氏名（名称及び代表者の氏名）

職氏名

この届出
の取扱者

（電話番号

計画の改善措置を講じたので、流山市公害防止条例第 1 9 条第 3 項の規定により、
次のとおり届け出ます。

計画変更命令又は計画変更勧告文書の日付け及び番号	計画変更命令 計画変更勧告	年 月 日 第 号
工場、事業場又は作業場の名称	(電話番号)	
工場、事業場又は作業場の所在地	(郵便番号)	
改 善 措 置 の 概 要		
※受付年月日	※整理番号	※備考

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 改善措置の概要の欄に記入できない場合には、別紙に記入すること。また、必要に応じて図面等を添付すること。

第10号様式（第11条関係）
第10号様式（第11条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

（宛先）流山市長

届 出 者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

職氏名

この届出
の取扱者

（電話番号）

特定施設
特定作業 に係る届出者の地位を承継したので、流山市公害防止条例第21条第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

工場、事業場又は 作業場の名称		（電話番号）			
工場、事業場又は 作業場の所在地		（郵便番号）			
承継した特定施設 又は特定作業の種 類 （該当するものを ○で囲むこと。）	A 特 定 施 設		B 特 定 作 業		
	1	ば い 煙 粉 じ ん 悪 臭	1	ば い 煙 粉 じ ん 悪 臭	
	2	騒 音	2	騒 音	
	3	振 動	3	振 動	
	4	地下水位の著しい低下 地 盤 の 沈 下	3	地下水位の著しい低下 地 盤 の 沈 下	
承 継 の 年 月 日		年 月 日			
被承 継者	氏名又は名称				
	住 所	県	市 郡	町 村	
承 継 の 原 因 （該当するものを ○で囲むこと。）		1 譲受け 2 借受け 3 相続 4 合併			
※受付年月日		※整理番号		※備考	

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- すべての特定施設又は特定作業を承継した場合には、承継した特定施設又は特定作業の種類の欄の該当欄に「全部」と記入すること。

第11号様式（第11条関係）
第11号様式（第11条関係）

公害防止措置完了届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者 職氏名

（電話番号）

改善措置を講じたので、流山市公害防止条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

改善命令又は改善勧告文書の日付け及び番号	改善命令 改善勧告	年 月 日 第 号
工場、事業場又は作業場の名称	(電話番号)	
工場、事業場又は作業場の所在地	(郵便番号)	
改善措置の概要		
改善措置完了年月日	年 月 日	
※受付年月日	※整理番号	※備考

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 改善措置の概要の欄に記入できない場合には、別紙に記載すること。また、必要に応じて図面等を添付すること。

第12号様式（第15条関係）
第12号様式（第15条関係）

特定建設作業実施届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所（所在地）

（郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者 職氏名

（電話番号）

特定建設作業の実施について、流山市公害防止条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される流山市公害防止条例施行規則別表3に規定する機械等の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	年 年	月 月	日から 日から	日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 時	作業終了 時	作業日	実働時間 時間
騒音又は振動の防止の方法				
発注者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	（電話番号）			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	（電話番号）			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	（電話番号）			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	（電話番号）			
添付書類	（1）特定建設作業工程表（建設工事の工程の概要を明示したもの） （2）特定建設作業の場所の付近の見取図			
※受付年月日	※整理番号		※備考	

備考

- ※印の欄は記入しないこと
- 特定建設作業の種類欄には、流山市公害防止条例施行規則別表第3に掲げる番号及び作業名を記入すること
- 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、その日を明示すること。
- 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記入にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間がある日ごとにまとめてもさしつかえない。

第13号様式（第20条関係）
第13号様式（第20条関係）

（表）

	第	号
流山市公害防止条例第32 条第2項の規定による		
立 入 検 査 証		
所 属 職・氏名		
年 月 日生		
年 月 日発行		
流山市長		印

← 8.5センチメートル →

↑ 6センチメートル ↓

（裏）

流山市公害防止条例（抜すい） 第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる工場等に立ち入り、帳簿書類又はばい煙等を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる施設その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 第37条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。 （5） 第32条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
